

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 規 則

○北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (人事課)	15
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	15
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (建設部総務課)	16

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (大学改革推進室)	16
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)..... (総務業務センター)	17
○有害興行の指定..... (道民活動文化振興課)	19
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	19
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正..... (水産経営課)	19
○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業管理課)	20
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	21

### 道収用委員会告示

○土地収用法による裁決書の公示送達.....	21
------------------------	----

### 道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	21
------------------------	----

## 規 則

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第104号

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改

### 正する規則

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年北海道規則第163号)の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

**第1条の2** 条例第1条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
  - ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所
  - イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所
  - ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第1条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第1条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員との均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第10条第1項中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第16条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第16条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第105号**

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条を次のように改める。

**第13条及び第14条 削除**

第18条第1項中「(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和61年法律第77号)第2条第1項に掲げるものを除く。)」を削る。

附則第8項中「附則第10項」を「附則第9項」に改める。

別表中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

別記第3号様式その1の付表アの注4の事項中「附則第13条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第39条」を「第39条」に、「附則第9項の規定により読み替えて適用される同条例第27条」を「第27条」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項及び別記第3号様式の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則別記第3号様式の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第106号**

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

6 特例条例別表第1の17の項(8)に規定する北海道空港条例(昭和36年北海道条例第41号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

北海道空港条例施行規則(昭和50年北海道規則第12号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 規則第2条第1項ただし書の規定による空港の運用時間の変更
- (2) 規則第2条第2項の規定による離着陸設備の運用時間外の使用の許可
- (3) 規則第9条第3項の規定による空港使用料の納付の特例承認の申請の受理
- (4) 規則第11条第2項の規定による空港使用料の減免の申請の受理
- (5) 規則第12条の規定による空港への入場の制限
- (6) 規則第13条第1項第2号の規定による立入制限区域への立入りの許可
- (7) 規則第14条第1項ただし書の規定による車両の使用又は取扱いの許可
- (8) 規則第16条第1項第5号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯又は運搬の許可
- (9) 規則第16条第1項第6号の規定による裸火の使用の許可
- (10) 規則第16条の2の規定による行為の制止及び退去又は原状回復その他必要な措置の命令
- (11) 規則第18条の規定による空港設備の使用状況に係る検査及び空港設備の利用者に対する報告の徴収(特例条例別表第1の17の項(1)から(3)までに掲げる事務並びに(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げる事務に係るものに限る。)

**附 則**

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第614号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年7月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る役務の名称及び数量  
札幌医科大学財務会計システム開発業務 一式

2 落札を決定した日  
平成18年6月21日

3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 富士通株式会社  
(2) 住所 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号

4 落札金額  
47,970,000円

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
平成18年5月12日付け北海道告示第451号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道総務部行政改革局大学改革推進室  
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目(札幌医科大学内)

#### 北海道告示第615号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
なお、この入札に係る調達には、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 405台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成18年10月20日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時  
(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階会議室10  
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)

(2) 入札日時 平成18年8月24日(木)午前10時30分(送付による場合は、平成18年8月23日(水)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項  
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 241台

(2) 予定時期 平成18年9月頃

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金が相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 入札参加申込書の提出

(1) 提出期限 平成18年8月9日 午後5時(送付による場合は、平成18年8月8日必着)

(2) 提出場所 3に同じ。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-231-4111 内線 22-644

## 11 Summary

## A . Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 405

## B . Bid tendering date and time :

10 : 30 A. M., August 24, 2006

(Mailed bids must arrive no later than August 23, 2006)

## C . Contact :

Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau  
 Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,  
 Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.  
 Phone : 011-231-4111 Extension 22-644

## 北海道告示第616号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価)

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 540台

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 2台

## (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

## (3) 契約期間

ア 平成18年10月2日から平成23年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成18年10月2日から平成22年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

## (4) 納入場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

## (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

## (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

## 3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

## 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階会議室10  
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)

(2) 入札日時 平成18年8月24日(木)午後2時(送付による場合は、平成18年8月23日(水)までに必着)

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開札日時 (2)と同じ。

## 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 6台

(2) 予定時期 平成18年9月頃

## 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3と同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

## 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## 9 入札参加申込書の提出

(1) 提出期限 平成18年8月9日 午後5時(送付による場合は、平成18年8月8日必着)

(2) 提出場所 3と同じ。

## 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次によ

る。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター  
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
電話番号 011-231-4111 内線 22-644

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Personal Computer 540 1set  
b . Personal Computer 2 1set

B . Bid tendering date and time :

2:00 P. M., August 24, 2006  
(Mailed bids must arrive no later than August 23, 2006)

C . Contact :

Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau  
Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,  
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.  
Phone : 011-231-4111 Extension 22-644

北海道告示第617号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の 興 行 の 題 名 制作会社又は 指定の 指定の 理由  
種 別 配 給 会 社 範 囲

映 画	人妻アナ露出 秘められた欲求	オーピー映画
同	愛人萌子・性生活	新日本映像
同	平成未亡人下宿 痴漢みだら指	新東宝映画
同	淫婦義母 エマニエル夫人	新日本映像
同	浮気妻 ハメられた美乳	オーピー映画
同	新日本映像ニュース(愛人萌子・性生活)	新日本映像
同	新日本映像ニュース(淫婦義母 エマニエル夫人)	同

全部

著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年7月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
東 豊 西	水田農業振興緊急整備（農業用排水、暗きょ）	北海道石狩支庁
漁 太	経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ、区画整理）	同
富 野	同（区画整理）	北海道胆振支庁

北海道告示第619号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

2法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中木古内加入区の項の次に次の1項を加える。

北斗加入区 北斗市のうち本町、本郷、市渡、村山、中山、稲里、白川、細入、開発、東前、萩野、一本木、千代田、清水川、南大野、向野、文月及び村内を除く区域

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中上磯はまなす加入区及び上磯加入区の項を削り、同表釧路加入区の項中「、興津及び益浦」を「、興津、益浦、阿寒町及び音別町」に改める。

北海道告示第620号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期日 平成18年10月11日
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数150トン型船舶(鋼船)の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備(特種上架台及び斜路)を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成18年7月14日から28日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課)
- (2) 入札日時 平成18年8月25日 午後2時(送付による場合は、必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量65gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道水産林務部水産局漁業管理課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課  
イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011-204-5486
- (2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKKAI Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., August 25, 2006
- C . Contact point for notice : Fishing Management Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.  
Phone : 011-204-5486

### 北海道告示第621号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内708の3（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第622号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年7月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字清水492の1、493の1 所在の森林
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 道収用委員会告示

#### 北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁内）において保管してあるので、該当者は来庁の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成18年8月3日の経過をもって同項の規定に基づく送達があったものとみなされる。

平成18年7月14日

北海道収用委員会会長 渡辺 裕哉

- 1 書類の名称  
平成18年7月7日付で裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本
- 2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名  
住所 不明（土地登記簿上の住所 東京都新宿区西新宿一丁目18番6号）  
（法人登記簿上の住所 東京都千代田区丸ノ内2丁目4番1号丸ビル625区）  
氏名 鹿島信拓株式会社（土地登記簿上 鹿島信託株式会社）

### 道警察本部告示

#### 北海道警察本部告示第110号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年7月14日

北海道警察本部長 樋口 建史

- 1 警察官（男性）用夏服上衣の落札者の決定
  - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 3,884着  
警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,532着
  - (2) 落札を決定した日  
平成18年6月9日
  - (3) 落札者の氏名及び住所  
ア 氏名 株式会社三越

<p>イ 住 所 東京都中央区日本橋室町1丁目4番1号</p> <p>(4) 落札金額 39,544,344円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成18年4月28日付け北海道警察本部告示第72号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目</p> <p>2 警察官(男性)用夏服ズボン等の落札者の決定</p> <p>(1) 落札に係る物品等の名称及び数量 警察官(男性)用夏服ズボン 3,257本 警察官(男性)用夏帽子 1,289個 警察官(男性)用夏活動帽 872個</p> <p>(2) 落札を決定した日 平成18年6月9日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 榎本商事株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地1</p> <p>(4) 落札金額 31,945,189円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成18年4月28日付け北海道警察本部告示第72号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/>	
---	--